



福岡医発第 3172 号 (地)
令和 6 年 3 月 19 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 蓮澤 浩明
(公印省略)

医療法第 6 条の 3 第 1 項の規定に基づく
「令和 5 年度医療情報ネットに係る報告書 (定期報告)」の提出について
(再依頼)

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、国の医療機能情報提供制度におけるシステム等の全国統一化に伴い、令和 6 年以降の医療機能情報は医療機関等情報支援システム (G-MIS) を活用すること、並びに県内の病院、診療所又は助産所 (以下「病院等」という。) における令和 6 年 1 月 1 日時点の医療機能情報を令和 6 年 3 月 31 日までに必ず報告することについては、令和 6 年 2 月 6 日付福岡医発第 2770 号 (地) (別紙 1) にて貴会宛てご連絡したところです。

令和 6 年 3 月 11 日時点の報告完了率は別添のとおり、全国平均で病院 51%、診療所 48%となっており、厚生労働省は、

- ・一部都道府県で病院等への報告開始の案内が遅れたこと
- ・一部の病院等について G-MIS のログイン ID の発行が遅れていること
- ・一部 G-MIS の使用が初めてであり、操作に不慣れな病院等があること
- ・一部の病院等で報告に着手できていないこと

等の様々な要因があると認識し、厚生労働省及び都道府県でも必要な対策を講じられているところですが、医療情報ネットによる住民・患者への情報提供開始は令和 6 年 4 月 1 日の予定であることから、本年 3 月中に報告完了いただきたい旨、別添のとおり厚生労働省より日本医師会を通じて再度周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、未報告の医療機関においては、令和 6 年 3 月 31 日までに必ず報告いただきますよう、貴会会員への再周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

都道府県医師会 担当理事殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 長 島 公 之

黒 瀬 巖

（公印省略）

医療機能情報提供制度の医療機関等情報支援システム（G-MIS）による報告について（再依頼）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局総務課より本会に対し、事務連絡「医療機能情報提供制度の医療機関等情報支援システムによる報告について（再依頼）」が発出され、本会に対し周知方依頼がありました。

医療機能情報提供制度（以下「本制度」）については、住民・患者の利便性の向上を図る等のため、全国統一的な情報提供システム（以下「医療情報ネット」）を構築することとしています。

医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用した医療機能情報提供制度の報告（※1）については、「医療機能情報提供制度の医療機関等情報支援システムによる報告について」（令和5年12月27日付け日医発第1706号（地域））等による連絡にて、周知等、ご協力をお願いしたところです。

令和6年3月11日時点の報告完了率は別添の通り、全国平均で病院51%、診療所48%（※2）となっております。これについて厚生労働省は、

- ・一部都道府県で病院・診療所等への報告開始の案内が遅れたこと
- ・一部の病院・診療所等についてG-MISのログインIDの発行が遅れていること（※3）
- ・一部G-MISの使用が初めてであり、操作に不慣れな病院・診療所等があること
- ・一部の病院・診療所等で報告に着手できていないこと

等の様々な要因があると認識し、厚生労働省及び都道府県でも必要な対策（※4）を講じておりますが、医療情報ネットによる住民・患者への情報提供開始は令和6年4月1日の予定であることから、本年3月中の報告完了をお願いしております。入力方法詳細については、（参考）「病院・診療所の皆さまへ」をご参考ください。なお、本会からも厚生労働省に対し、特に診療所が利用しやすいように取り計らうことを申し入れております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関等への周知いただき、医療機能情報の報告が円滑に実施されるよう、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

（※1）従来通り、調査票に記入する形での報告も可能。

（※2）調査票に記入する形で報告した医療機関のうち、都道府県のG-MISへの代理入力待ちの件数は含まない。

（※3）令和6年3月8日時点でログインIDの発行手続き中の病院7、診療所885

（※4）病院等からの問い合わせの速やかなFAQ化や、ログインIDに関する

病院等からの問い合わせに都道府県が迅速に回答できるようにするためのG-MISの機能改修等

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

医療機能情報提供制度の医療機関等情報支援システムによる報告について（再依頼）

平素から医療機能情報提供制度（以下「本制度」という。）の円滑な運用につきまして、格別のご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本制度については、住民・患者の利便性の向上を図る等のため、全国統一的な情報提供システム（以下「医療情報ネット」という。）を構築することとしています。医療法第6条の3に基づき病院、診療所及び助産所（以下「病院等」という。）に義務付けられている都道府県への報告にあたっては、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用することとしており、令和6年1月以降、都道府県の指定する期日までにG-MISによる医療機能情報の報告（※1）が円滑に実施されるよう、「医療機能情報提供制度の医療機関等情報支援システムによる報告について（依頼）」（令和5年12月26日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）において、貴会会員等に対する周知等、ご協力をお願いしたところです。

しかしながら、令和6年3月11日時点の報告完了率は別添の通り、全国平均で病院51%、診療所48%（※2）となっております。これについては、

- ・一部都道府県で病院等への報告開始の案内が遅れたこと
- ・一部の病院等についてG-MISのログインIDの発行が遅れていること（※3）
- ・一部G-MISの使用が初めてであり、操作に不慣れな病院等があること
- ・一部の病院等で報告に着手できていないこと

等の様々な要因があると認識し、厚生労働省及び都道府県でも必要な対策（※4）を講じておりますが、医療情報ネットによる住民・患者への情報提供開始は令和6年4月1日の予定であることから本年3月中の報告完了をお願いしたく、貴会におかれましても、貴会会員への周知等、改めてご協力をお願いいたします。

（※1）従来通り、調査票に記入する形での報告も可能。

（※2）調査票に記入する形で報告した医療機関のうち、都道府県のG-MISへの代理入力待ちの件数は含まない。

（※3）令和6年3月8日時点でログインIDの発行手続き中の病院7、診療所885

（※4）病院等からの問い合わせの速やかなFAQ化や、ログインIDに関する病院等からの問い合わせに都道府県が迅速に回答できるようにするためのG-MISの機能改修等

以上

医療・薬局機能情報提供制度の令和5年度定期報告（機関区分別）

2024/3/11

	病院	診療所	歯科診療所	助産所	全体
①報告中	1988	7693	3291	149	13121
②報告済み （都道府県確認待ち）	1304	13896	8015	307	23522
③都道府県確認済み	2845	34769	21866	963	60443
計（②、③）	4149	48665	29881	1270	83965
計（①、②、③）	6137	56358	33172	1419	97086
報告完了率（②、③）	51%	48%	46%	37%	47%
報告中を含めた率 （①、②、③）	75%	56%	51%	42%	55%
報告対象機関数	8179	101158	65062	3398	176255

福岡医発第 2770 号（地）
令和 6 年 2 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

医療法第 6 条の 3 第 1 項の規定に基づく
「令和 5 年度医療情報ネットに係る報告書（定期報告）」の提出について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、国の医療機能情報提供制度におけるシステム等の全国統一化に伴い、令和 6 年以降の医療機能情報は医療機関等情報支援システム（G-M I S）を活用し報告することについては、令和 5 年 6 月 8 日付福岡医発第 721 号（地）等にて貴会宛てご連絡したところです。

今般、県内の病院、診療所又は助産所（以下「病院等」という。）における**令和 6 年 1 月 1 日時点の医療機能情報を、下記の方法により、令和 6 年 2 月 1 日から 3 月 31 日までに必ず報告**いただきたい旨、別添のとおり福岡県保健医療介護部医療指導課より周知依頼がありました。

令和 6 年 3 月 31 日までに未報告の医療機関については、令和 6 年 4 月公開予定の全国版医療情報ネットに表示されません。また、病院等の立入検査等においては、医療機能情報の閲覧体制の不備や未報告など、医療法等に定める基準が遵守されていない場合は指導の対象となりますので、必ず期日までに報告いただきますようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 本県では、全国版医療情報ネットとともに、引き続き、ふくおか医療情報ネットにおいても医療機能情報の提供を継続することとされております。
- 2) 本件につきましては、同課より病院等に対し直接通知されております。

記

1 インターネットの接続環境を有する病院等

「医療機関等情報システム（G-M I S）」を利用して、別紙「1 報告方法」の手順に沿って、医療機能情報の内容をご確認の上、報告していただくこと。また、別添のとおり「医療機能情報入力の際の留意事項」が取り纏められているため、必ずご参照いただくこと。

※G-M I S のユーザー登録をされていない病院等は、別紙「1 報告方法」（2 その他 ○G-M I S 新規登録申請方法について）を参照の上、G-M I S ユーザー発行の手続きをしていただくこと。

2 インターネットの接続環境を有しない病院等

別添「報告書送付依頼」に必要事項を記入の上、以下まで F A X 送信いただくこと。その後、同課より現在の医療機能情報を記載した報告書が郵送されるため、記載事項の内容をご確認の上、新たな追加事項及び修正・変更があった場合には朱書きで追記、ない場合はそのまま管轄の保健所へ速やかに提出していただくこと。

送信先：福岡県メディカルセンター F A X：050-3588-2414

送信期限：令和 6 年 2 月 29 日

公印省略

5医指第2294号

令和6年1月25日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部
一般社団法人福岡県助産師会

殿

福岡県保健医療介護部長

(医療指導課)

医療法第6条の3第1項の規定に基づく「令和5年度医療情報ネットに係る報告書（定期報告）」の提出について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、県内に病院、診療所又は助産所（以下「病院等」という。）を開設する管理者に対し、令和6年1月1日時点の医療機能情報を報告するよう別添（写）のとおり依頼することとしております。

つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

なお、各病院等には本県から通知することを申し添えます。

【担当】

災害医療係

TEL 092-643-3273

FAX 092-643-3277

各病院等の管理者 殿

福岡県保健医療介護部医療指導課長
(災 害 医 療 係)

医療法第6条の3第1項の規定に基づく「令和5年度医療情報ネットに係る報告書（定期報告）」の提出について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、病院、診療所又は助産所（以下「病院等」という。）の管理者は、医療法第6条の3第1項の規定により、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うため病院等の有する医療機能に関する情報（以下「医療機能情報」という。）を報告することが義務づけられています。
つきましては、貴病院等の令和6年1月1日時点の医療機能情報を、下記の方法により、**令和6年2月1日から3月31日までに必ず報告いただきますようお願いいたします。**
なお、**令和6年3月31日までに報告いただければ、令和6年4月公開予定の全国版医療情報ネットに表示されないため、必ず期日までに報告**くださるようお願いいたします。
また、本県では全国版医療情報ネットとともに、引き続き、ふくおか医療情報ネットにおいても医療機能情報の提供を継続することとしておりますので、申し添えます。

記

1 インターネットの接続環境を有する病院等

「医療機関等情報システム（G-MIS）」を利用して、別紙「1 報告方法」の手順に沿って、医療機能情報の内容をご確認の上、報告をお願いします。

※G-MISのユーザー登録をされていない病院等は、別紙「1 報告方法」（2 その他 ○G-MIS新規登録申請方法について）を参照の上、G-MISユーザー発行の手続きをお願いします。

2 インターネットの接続環境を有しない病院等

紙による報告書を別途郵送いたしますので、同封の「報告書送付依頼」に必要事項を記入の上、以下までFAX送信をお願いします。FAX受領後に、現在の医療機能情報を記載した報告書の印刷を行い、郵送いたします。報告書の記載事項の内容をご確認の上、新たな追加事項及び修正・変更があった場合には朱書きで追記し、管轄の保健所へ速やかに提出してください。

送信先：福岡県メディカルセンター FAX：050-3588-2414

送信期限：令和6年2月29日

◎医療機能情報提供制度について
（問い合わせ先）
福岡県庁医療指導課災害医療係
TEL：092-643-3273

◎医療機能報告、ふくおか医療情報ネットについて
（問い合わせ先）
福岡県メディカルセンター
TEL：092-471-0099
（ガイダンスが流れたら「1」を押してください）

※紙での報告を希望される場合

送信期限：令和6年2月29日（木）

送信先：福岡県メディカルセンター

F A X：050-3588-2414

報告書送付依頼

機関名	
機関区分 (該当する箇所に☑を入れてください。)	☐ 病院 ☐ 診療所 ☐ 歯科診療所 ☐ 助産所
電話番号	
機関判別 (該当する箇所に☑を入れてください。)	☐ 保険医療機関である ☐ 保険医療機関でない
保険機関コード	
郵便番号	
住所	

担当所属	
担当者名	
電話番号	

※F A X到着後、紙の報告書（医療機能調査票）の発送まで約2週間前後かかることもあります。ご迷惑をお掛けしますがご了承ください。

1 報告方法

「医療機関等情報システム（G-MIS）」を利用して、医療機能情報の内容をご確認の上、報告してください。

- (1) 「G-MIS ログイン」（<http://www.med-login.mhlw.go.jp/>）画面を開く。
- (2) ユーザー名およびパスワードを入力する。
※ユーザー名はログイン ID になります。
※パスワードが分からない場合は、
 - ① ログインボタン下の「パスワードをお忘れですか？」をクリック
 - ② G-MIS 事務局より、パスワード再設定 URL 記載の自動送信メール送付
 - ③ URL をクリックし、再度パスワード設定
- (3) 紫マークの「G-MIS」ボタンをクリック後、緑マークの「医療機能情報提供制度」をクリックする。
- (4) 医療機能情報提供制度ホームページの「定期報告」をクリックし、「OK」ボタンをクリックする。
- (5) 前年度末時点の保険医療機関番号を入力し、「保険医療機関番号をデータベースと照合する」ボタンをクリックし、「OK」ボタンをクリックする。
- (6) 各項目内容を確認又は修正入力した上で、画面右上の「入力内容確認」ボタンをクリックする。
※「○医療機能情報入力の際の留意事項」を一読いただいてからご入力ください。
- (7) 確認出来ましたら、画面右上「報告」ボタンをクリックし、確認メッセージが表示されるため、「OK」ボタンをクリックする。
(入力状況が全て入力完了になったことを確認してください。)
- (8) 報告は完了です。
※報告申請後、登録完了のメッセージが表示され、画面上段の報告状況が「報告済」に更新されます。
※病院等の立入検査等において、医療機能情報の閲覧体制の不備や未報告など、医療法等に定める基準が遵守されていない場合は、指導の対象となります。

2 その他

○基本情報の変更の報告について

定期報告完了以降、以下の基本情報に変更等があった場合は、医療法第6条の3第2項に基づき報告する必要がありますので、以下の方法により速やかに報告してください。

- | | | |
|------------------|--------------------------|-------------|
| ①病院等の名称 | ②病院等の開設者 | ③病院等の管理者 |
| ④病院等の所在地 | ⑤病院等の案内用の電話番号及びファクシミリの番号 | |
| ⑥診療科目 | ⑦診療科目別の診療日 | ⑧診療科目別の診療時間 |
| ⑨病床種別及び届出又は許可病床数 | | |

○入力方法 定期報告の報告方法（4）まで同様です。その後、下記（5）へ。

- (5) 「随時報告」ボタンをクリックし、「OK」ボタンをクリックする。
- (6) 青字の「入力」ボタンをクリックし、変更項目を入力します。各項目内容を確認又は修正入力した上で、画面右上の「入力内容確認」ボタンをクリック

する。

(7) 確認出来ましたら、画面右上「報告」ボタンをクリックし、確認メッセージが表示されるため、「OK」ボタンをクリックする。(入力状況が1か所以上入力完了になっていること及び一時保存になっている項目がないことを確認してください。)

(8) 報告は完了です。

※報告申請後、登録完了のメッセージが表示され、画面上段の報告状況が「報告済」に更新されます。

○G-MIS 新規登録申請方法について

G-MIS を利用するためには、新規ユーザー登録申請画面から機関名、e-mail アドレス等の情報を登録する必要があります。以下 URL をご参照の上、新規登録申請を行ってください。申請から2週間程度でログイン ID 発行のメールが届きます。

【G-MIS 新規ユーザー登録申請フォーム URL】※申請にはメールアドレスが必要です。

<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>

※既に G-MIS アカウントを保有し、G-MIS をご利用いただいている病院等については、新たなアカウントは発行せず、既存アカウントに医療機能情報提供制度が利用できる権限が付与されています。既存アカウントから報告を行ってください。

○なお、**操作マニュアル**や**新規登録申請フォーム**については、**福岡県のホームページに掲載**しています。福岡県のホームページトップ画面から、「医療情報ネットにおける定期報告について」を検索ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/iryo-houkoku.html>

○ 医療機能情報入力の際の留意事項

今回のG-MISでの医療機能情報入力について、システム改修が一部完了していないことから入力エラーが生じるため、次のことに御留意いただくよう厚生労働省から連絡がっておりますので、入力に際し、御対応をお願いいたします。

	事項	入力項目	留意事項
1	所在地の入力 (県名)	1. (1) 基本情報 病院・診療所の所在地	都道府県名が入力されていない場合に、「郵便番号と所在地が不整合です。」というエラーが表示されるため、 都道府県名(福岡県)の入力 をお願いします。 報告開始時点で病院等の「所在地」が既に表示されているが、都道府県名(福岡県)が入力されていない場合もエラー表示となるため、都道府県名を追加しての入力をお願いします。
2	紹介受診重点 医療機関 である場合	1. (4) 費用負担等 保険医療機関、公費負担医療機関 及びその他の病院の種類	「紹介受診重点医療機関」である場合、「特記事項」欄に、病院の場合は「 紹介受診重点病院 」、診療所の場合は「 紹介受診重点診療所 」と入力ください。
3	専門性資格 の報告	1. (1) 基本情報 外来特記事項	○ 学会認定の専門性学会認定の専門性資格を有する医師等の在籍人数は、「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項」欄に入力可能です。 ○ 一般社団法人日本胸部外科学会(心臓血管外科専門医、呼吸器外科専門医)は、画面上、「特定非営利活動法人」と表示されますが、実際の組織名に読み替えて入力してください。 ○ 「一般社団法人日本専門医機構(19資格)」、「一般社団法人日本歯科専門医機構(6資格)」、「一般社団法人日本緩和医療薬学会(1資格)」の専門性資格を有する医師、歯科医師、薬剤師、看護師が在籍する場合は、「基本となる外来受付時間」における「 外来特記事項 」欄に「専門性資格名」、「専門性資格認定組織名」、「在籍人数」を記載ください。 (例)小児科専門医 一般社団法人日本専門医機構 5人
4	診療時間、 外来受付時間	1. (1) 基本情報(診療科目)診療時間	入力画面では、「時間帯1(午前)、時間帯2(午後)、時間帯3(夜間)」と表示されますが、 <u>午前、午後、夜間に関わらず、診療時間帯毎に、時間帯1、2、3の順に左結めで入力してください。</u> (今回は、一般向けの公表用画面には、午前、午後、夜間という区分は表示はされません。)

専門性資格の報告について（対象機関：病院、診療所）

- 学会認定の専門性資格を持つ医師、歯科医師、薬剤師、看護師の在籍人数については、G-MISの「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項」欄に入力可能です。
- なお、以下の認定組織・専門医資格については、**画面上の組織名を実際の組織名に読み替えて**入力をお願いします。

画面上の組織名	実際の組織名	専門医資格名
特定非営利活動法人日本胸部外科学会	一般社団法人日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医
特定非営利活動法人日本胸部外科学会	一般社団法人日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医

- 一方で、**以下の3認定組織の専門性資格**については、システム実装が間に合っておらず上記の欄に入力できないため、代わりに「基本となる外来受付時間」における「**外来特記事項**」欄に記載をお願いいたします。

①一般社団法人日本専門医機構（19資格）

内科専門医
小児科専門医
皮膚科専門医
精神科専門医
外科専門医
整形外科専門医
産婦人科専門医
眼科専門医
耳鼻咽喉科専門医
泌尿器科専門医
脳神経外科専門医
放射線科専門医
麻酔科専門医
病理専門医
臨床検査専門医
救急科専門医
形成外科専門医
リハビリテーション科専門医
総合診療専門医

②一般社団法人日本歯科専門医機構（6資格）

口腔外科専門医
歯周病専門医
歯科麻酔専門医
小児歯科専門医
歯科放射線専門医
補綴歯科専門医

③一般社団法人日本緩和医療薬学会（1資格）

緩和医療専門薬剤師